

地域産業委員会 令和4年2月25.28日
観光・国際都市部 資料4番
所管 文化振興課

第16号議案

大田区立熊谷恒子記念館条例の施設の供用停止に関する条例について

1 制定理由

大田区立熊谷恒子記念館の長寿命化を図るための大規模改修工事を行うに当たり、当該工事の期間、施設の供用を停止するため、新たに大田区立熊谷恒子記念館条例の施設の供用停止に関する条例を制定する。

2 条例内容

別紙のとおり

3 施行年月日

令和4年4月1日

大田区立熊谷恒子記念館条例の施設の供用停止に関する条例

大田区立熊谷恒子記念館条例（平成元年条例第 47 号）に基づき設置する大田区立熊谷恒子記念館は、令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間、その供用を停止する。

付 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

大田区立熊谷恒子記念館の長寿命化を図るための大規模改修工事を行うに当たり、当該工事の期間、施設の供用を停止するため、条例を制定する必要があるため、この案を提出する。